

## II 計画の基本的な考え方

## II 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の理念と目標

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下に平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

また、「男女共同参画社会基本法」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を定めています。

本計画は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重し、以下のとおり基本目標を掲げています。

#### ●基本目標●

人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

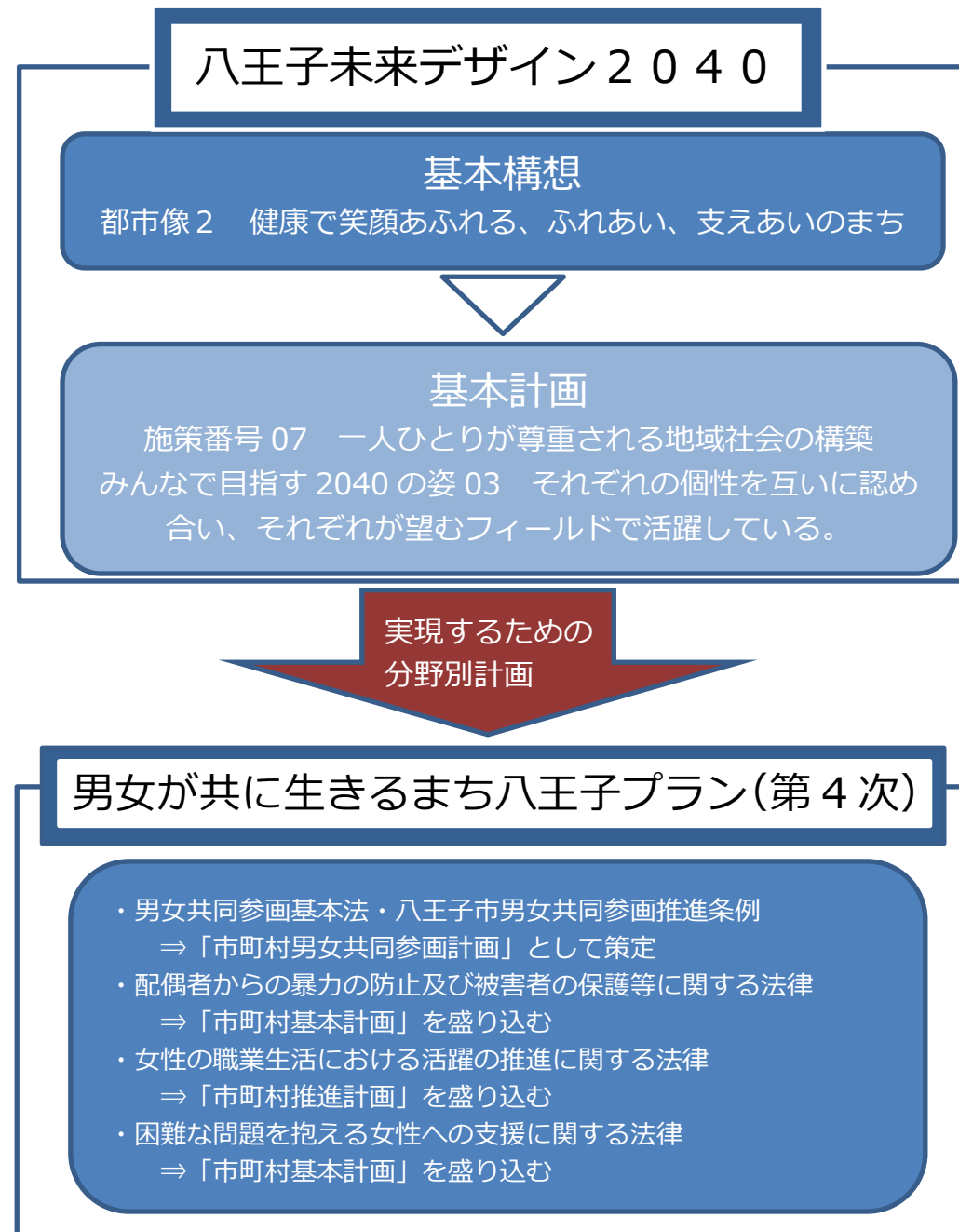
男女共同参画社会の実現をめざして

## 2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「八王子市男女共同参画推進条例」第14条第1項の規定に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた市町村基本計画として位置づけるとともに、「八王子市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」としても位置づけられます。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた市町村推進計画として位置づけるとともに、「八王子市女性活躍推進計画」としても位置づけられます。
- (4) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定められた市町村基本計画として位置づけるとともに、「八王子市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけられます。
- (5) 本計画は、八王子市基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の分野別計画として策定しています。
- (6) 本計画は、八王子市男女共同参画推進審議会からの意見や令和4年度市民意識・実態調査結果、社会情勢の変化などを踏まえて策定しています。

## 3. 計画期間

第4次プランの期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。



※持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGs は 2030 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
世界を変えるための 17 の目標



## 本計画に特に関連の深い項目

- 

1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

---

- 

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

---

- 

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

---

- 

5 ジェンダー平等を實現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

---

- 

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

---

- 

10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

---


- 

16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

## 4. 計画の特徴

男女共同参画社会の実現をより一層加速化していくために、また、八王子市男女共同参画推進条例の施行により、市と市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むために、重点を絞った計画とします。

そのためには、行政が率先して取り組むことが市全体の推進力となることから、行政での取組も強化していきます。該当の取組に、【行政が推進力】と記載しています。

### (1) 重点的に取り組むための目標

重点目標1：あらゆる分野において男女が共に参画しよう

重点目標2：社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

重点目標3：DVや性暴力などを根絶しよう

### (2) 成果指標と数値目標の設定

本計画では、計画全体の進捗度を測るために、指標と数値目標を設定しています。



## 5. 体系図

基本目標	重点目標	(重点目標を達成するための) 課題	(課題解決に必要な) 取組の方向性	男女共同参画推進条例 基本理念との関わり
人がひととして尊重されいきいきと暮らせる社会の実現をめざして	1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう	1-1 男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要です。しかし、様々な分野で活躍する女性が増加しているものの、分野によっては男女双方の参画が十分でない場合があります。このような状況を解決していくためには、働く場等において男女が共に活躍できる社会環境にすることが必要です。	取組1-1 働く場等における男女共同参画の推進 (1) 女性が社会で活躍するための支援 (2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 性別にとらわれない職業選択	第1号 第2号 第4号
		1-2 政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況です。人口が男女半々にも関わらず、政策や方針の意思決定過程に女性の意見が活かされない状況では、女性にとって生きづらい社会となっています。	取組1-2 意思決定過程への女性の参画拡大 (1) 意思決定過程への女性の登用促進	第1号 第2号 第3号
	2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう	2-1 世界に比べて日本の男女共同参画の推進が遅れている原因の一つとして、「性別による固定的な役割分担意識」があると言われています。こうしたアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を変えていくためには、個々人だけでなく組織単位での意識改革のほか、子ども及び子どもに関わる大人への意識啓発が必要です。	取組2-1 性別による固定的な役割分担意識の改革 (1) 組織単位での意識啓発 (2) 子どもへの意識啓発 (3) 大人への意識啓発	第1号 第2号 第3号
		2-2 性別による固定的な役割分担意識を変えていくには、組織単位での意識改革と同時に、制度や慣行を変えることが重要になります。組織に制度や慣行が残っていると個々人の意識が変わっても発言や行動がしづらく、男女共同参画が進まないからです。	取組2-2 職場や地域における制度・慣行の見直し (1) 職場・地域等における環境づくり	第1号 第2号 第3号 第4号
	3 DVや性暴力などを根絶しよう	3-1 DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、自分が被害者であると気づかぬまま深刻化する場合があります。被害者ができる限り早く相談先につながるということが重要となります。また、暴力は決して許されるものではないという認識を社会で共有することも重要です。	取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発	第5号 第6号
		3-2 女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、また、それらを起因とする予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的な困難等、複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題も顕在化しました。こうした困難な問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援が必要です。	取組3-2 困難を抱える女性等への支援 (1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組 (2) 様々な相談メニューの実施 (3) 関係機関と連携した切れ目のない支援 (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発	第5号 第6号

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

は、本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。



八王子市男女共同参画推進条例(令和5年(2023年)4月1日施行)第3条において、以下のとおり基本理念を規定しています。

第1号 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

第2号 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3号 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。

第4号 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。

第5号 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。

第6号 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

これらは、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が「男女共同参画推進条例」に定められたそれぞれの責務を果たす上で、共通する考え方となります。

男女共同参画推進条例の逐条解説については、こちらからご覧いただけます。→



## 6. 指標の一覧

本計画では、計画の進捗度を的確に把握、評価することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、数値目標を設定します。

全体			
	指標	現状値	目標値
1	「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合	33.8%	50.0%

重点目標1 あらゆる分野において男女が共に参画しよう			
	指標	現状値	目標値
2	委員等の構成比が男女共に30%以上 <sup>6</sup> の附属機関等の割合	42.0%	80.0%
3	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）	43.5%	50.0%

※指標1 「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合 現状値 出典：八王子未来デザイン2040の運用に関する市民アンケート調査報告書

※指標3 理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス） 現状値 出典：令和5年（2023年）市政世論調査結果報告書

<sup>6</sup> 組織等において2つの属性が存在する時、組織文化や意思決定に影響を及ぼすためには、少数派の割合が30%に達する必要があるという考え方（クリティカル・マス）に基づき、設定しています。



## 重点目標2 社会において、性別による固定的な役割分担意識や制度・慣行をなくそう

指 標		現状値	目標値
4	「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	48.3%	60.0%
5	「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合	45.9%	60.0%

## 重点目標3 DV や性暴力などを根絶しよう

指 標		現状値	目標値
6	生命(いのち)の安全教育実施回数	42 回/年	50 回/年
7	男女共同参画センター新規相談件数	670 件/年	1,000 件/年

## 行政が推進力

指 標		現状値	目標値
8	市の女性管理職の割合	12.6%	30.0% <sup>6</sup>
9	男性職員の育児休業(2週間以上取得者)取得率	71.7%	85.0%

※指標 4、5 「職場」「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合 現状値 出典：八王子未来デザイン 2040 の運用に関する市民アンケート調査報告書

※現状値は令和4年度(2022年度)の値。指標 8 市の女性管理職の割合については、令和5年(2023年)4月1日現在。